

## ②集落内開発制度により集落内に建てられる建築物

- ・戸建て住宅 敷地面積が200㎡以上500㎡以下。
- ・共同住宅 敷地面積が200㎡以上500㎡以下。各住宅の床面積が50㎡以上あること。
- ・店舗併用住宅 敷地面積が200㎡以上500㎡以下。店舗部分の床面積が150㎡以下。  
敷地の外周の6分の1以上が道路に接していること。  
店舗の用途は日用品販売店・コンビニ・理髪店・飲食店等
- ・日用品販売店舗 延べ面積500㎡以上であること。  
敷地が歩道を有する幅9m以上の道路に接し、外周の6分の1以上が道路に接していること。

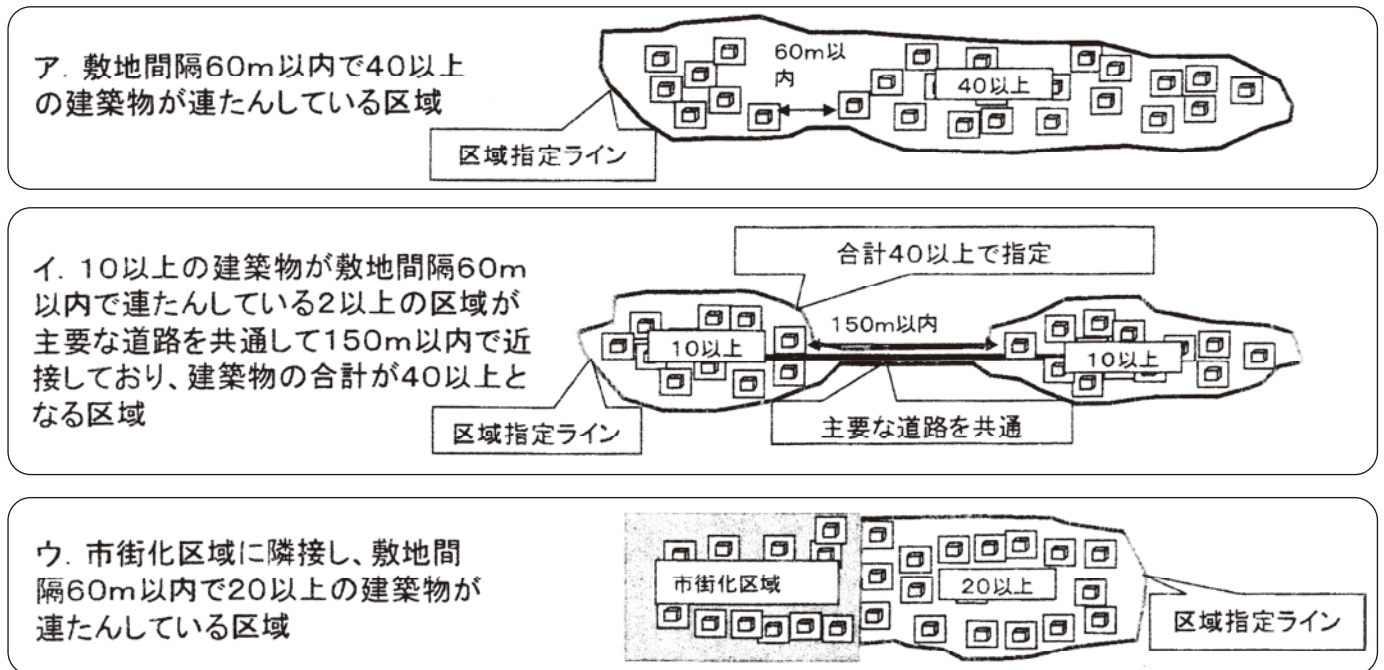
## ③集落内開発制度以外で既存集落に建築可能なものの例

- ・小規模の店舗 半径250mの円内に40戸～50戸以上の人家があり、居住する者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理その他を営む店舗(呉服店、食料品店、八百屋、クリーニング取次、タクシー業等)
- ・診療所、福祉施設 半径250mの円内に40戸～50戸以上の人家があり、居住する者の利用に供する公益上必要な建築物

## ④その他市街化調整区域内で建設が許可される建物の例

- ・国道・県道等の幹線道路沿いに建てられるもの  
指定された幹線道路沿いでは、飲食店、ガソリンスタンド、大規模な運送業や倉庫業を行うための施設等が建てられます。
- ・その他建築可能なもの  
産業廃棄物の処理施設等、駐車場や資材置き場の管理施設、中小企業高度化資金融資事業による工業団地、地区計画による住宅団地等

集落に指定される区域は どのような条件で指定されるのでしょうか？



## 5. 地区計画による大規模な開発について

市街化調整区域内で大規模な住宅団地や工業団地の開発は、地権者などの同意を得て地区計画を定めることにより可能となります。

- ・住宅系 市街化区域に隣接または近接（250m以内）において、0.5ha以上の区域においては住宅団地の開発が出来ます。
- ・非住宅系 指定道路線沿いにおいて、1ヘクタール以上の規模の製造業の工業団地の開発ができます。